

## 東京都北区議会委員会傍聴規程

	昭和60年	6月18日	議会規則第2号
改正	平成6年	3月9日	議会規則第1号
	平成19年	3月27日	議会規則第2号
	平成23年	3月22日	議会規則第2号
	令和元年	8月30日	議会規則第2号
	令和2年	5月14日	議会規則第2号

### (目的)

第1条 この規程は、東京都北区議会委員会条例(昭和31年11月東京都北区条例第11号)第16条第2項に基づき、委員会の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

### (傍聴人の定員)

第3条 一般席の傍聴人の定員は、次のとおりとする。ただし、議長が必要と認めるときは、当該定員を減ずることができる。

- (1) 第1委員会室 20人
- (2) 第2委員会室 30人

### (傍聴の方法)

第4条 委員会を傍聴しようとする者は、先着順に委員会傍聴簿に所要事項を記入し、所定の席において傍聴するものとする。ただし、報道関係者は、傍聴証を着用するものとする。

### (傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット、張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕その他明らかに示威的と認められる物品を着用し、又は携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 委員長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号及び第2号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食（体調管理のための水分補給の場合を除く。）又は喫煙しないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 携帯電話、パソコン等情報端末機器の電源を切ること。
- (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他委員会室の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、委員長に対し申請し委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、次に掲げる場合には速やかに退場しなければならない。

- (1) 委員長が秘密会であることを宣告し、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 前条の規定により、委員長が退場を命じたとき。

(規程の疑義)

第11条 この規程に疑義があるときは委員長が決める。ただし、異議あるときは委員会にはかつて決める。

付 則

- 1 この規程は、昭和60年7月1日から施行する。
- 2 東京都北区議会委員会傍聴の取扱いに関する規程（昭和40年12月1日制定）は廃止する。

付 則（平成6年3月9日議会規則第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年3月27日議会規則第2号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成23年3月22日議会規則第2号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（令和元年8月30日議会規則第2号）

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

付 則（令和2年5月14日議会規則第2号）

この規程は、公布の日から施行する。